

毎週火、金曜日発行（但し日曜日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和三十四年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一条中「合成膨脹剤原料を含む製剤 一〇〇瓦」を

「硫酸カルシウム 二〇瓦

かん水（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤）

固体の場合 二〇瓦

液体の場合 一〇〇瓦

に改める。

- ◇訓令 製品検査実施要領の一部改正
◇告示 鳥取県地方労働委員会労働者、使用者委員
候補者推せん要領
土地の公用廃止
建設業者の登録まつ消
牛の流行性感冒予防注射の実施
豚コレラ予防注射の実施

訓 令

鳥取県訓令第七号

各保健所長

製品検査実施要領（昭和二十四年三月鳥取県訓令乙第
八十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示

鳥取県告示第四百三十九号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）
第二十一条の規定により第十四期鳥取県地方労働委員会
労働者委員候補者推薦要領を次のとおり定める。

昭和34年8月18日 火曜日 鳥取県公報

昭和34年8月18日 火曜日 鳥取県公報 第3048号

01078

第十四期鳥取県地方労働委員会(労働者委員)

候補者推薦要領

- 事に提出すること。
イ 労働組合資格審査申請書(別紙①)
ロ 組合規約
ハ 労働協約

一 推薦する者の資格

- イ 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働組合法の規定に適合する労働組合であること。

- ロ 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか又はその業務の主要な部分としている使用者団体であること。

- メ 使用者団体は、別紙④の推薦書を所定の期間内に所轄労政事務所長を経由して知事に提出すること。

- ニ その他資格の立証に必要とする資料現在立証のため労働委員会に手続中のものは、その旨連絡すること。

四 推薦することができる候補者の数

- メ 別に制限はないが、順位を附すること。

五 推薦の期間

昭和三十四年八月十八日から

昭和三十四年九月十日まで

別紙④

昭和 年 月 日
所 在 地

労働組合又は使用者団体の名称

④

三 推薦手続

- メ 労働組合は、別紙④の推薦書に次の書類を添付して、所定の期間内に所轄労政事務所長を経由して知事に提出すること。

四 推薦手續

- メ 労働組合は、別紙④の推薦書に次の書類を添付して、所定の期間内に所轄労政事務所長を経由して知事に提出すること。

氏名	石破二郎殿	鳥取県知事
生年		推 薦 書
月日		
現住所		
位業場及び地位	(労働者) 所屬組合名 (及び地名) (使用者) 所屬職場 名及び地 位	(労働者) 所屬組合名 (及び地名) (使用者) 所屬職場 名及び地 位
備考		

鳥取県地方労働委員会

会長 花房多喜雄 殿

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に參與したいので、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第五条第一項の規定により資格を審査していくざるよう左記書類を添付申請いたします。

記

- 一 労働組合規約
- 二 労働協約
- 三 その他

(註) 経歴欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

別紙②

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日
所 在 地一 場所 米子市熊党字上場七二、七六ノ二地先
昭和三十四年八月十八日
鳥取県知事 石破二郎

鳥取県告示第四百四十一号

次の土地は昭和三十四年八月八日から公用を廃止した。

一 実施の目的
　　鳥取県知事 石 破 二 朗
　　豚コレラ予防のため

二 地目 水路敷
三 面積 二一坪二合
関係図面は土木部管理課に保管

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第四条第三項の登録をまつ消した。

昭和三十四年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五
条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように
登録をまつ消した。

昭和三十四年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地 申請者氏名 まつ消年月日

倉吉市大原一九三 山口 良文 昭三四年、六月

八頭郡郡家町大字郡家 岡田 春造 昭三四年、六月

別表

第一次	第二次	実施区域	実施場所
八月十二日	八月十五日	日野郡日南町 日野上地区	日野上家畜 検査場
八月二十二日	八月二十六日	日野上地区	
八月二十六日	八月二十九日	山上	山上
八月二十七日	八月二十九日	山上	山上
八月二十八日	八月二十九日	阿毘縁	阿毘縁
八月二十九日	八月三十日	大宮	大宮
八月三十日	八月三十一日	石見	石見

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十日	境港市渡地区 外江	各豚舍巡回注射
八月二十一日	余子	上道
八月二十二日	中浜	中浜
八月二十四日	米子市大篠津	和田
八月二十五日	彦名	夜見
八月二十六日	富益	富益
八月二十六日	夜見	夜見
八月二十六日	旧市内	旧市内

鳥取県告示第四百四十四号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対し注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年八月十八日

鳥取県告示第四百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第四条第三項の登録年月日 名称

鳥取県知事登録 第四五九号 昭三四年、六月

大丘建設有限会社 山口組 五、一六

昭和三十四年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十三号

次のように流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

一 実施の目的 流行性感冒予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 牛の流行性感冒予防液皮下注射